鳥取県社会福祉審議会心身障害福祉専門分科会

- 1 身体障害者福祉法第 15 条第1項に規定する医師の指定について
- (1) 医師法(昭和23年法律第201号)による医師の免許を取得後5年以上経過しており、かつ、その間病院、研究機関等において、標榜している診療科目について相当の学識経験を有するものについて指定する。
- (2) 肢体不自由を担当する医師の指定については、診療科目に関して次のとおり 優先順位を設ける。
 - ア 整形外科医、神経内科医、脳神経小児科医及び脳神経外科医の医師が診療 する市町村においてはこれを優先して指定する。
 - イ アの医師がいないか、又はその数が需要に対して少ないと認められる場合 は、外科医を優先して指定する。
 - ウ ア、イの医師がいずれもいないか、又はその数が需要に対して少ないと認め られる場合は、移動の困難な障害者に対処するために内科医を指定する。
- (3) (1)、(2) に定めるほか、国の基準及び関係通達により、指定医師の分布状況、地域の需要等を十分考慮して審査を行う。
- 2 指定自立支援医療機関の指定(病院・診療所)について
- (1) 指定審査は、審査部会で県の定めた指定要綱に基づいて行う。
- (2)審査部会員の中に、申請のあった医療の種類についての専門の医師がいない 場合には、県医師会を通じ、当該医療の専門医師の意見を聴き、参考とする。

附則

- 1 この内規は、平成元年3月28日から適用する。
- 2 この内規制定以前の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定についての内規は、平成元年3月27日限りでこれを廃止する。

附則

1 この内規の一部改正は、平成3年3月29日から適用する。

附則

改正後の内規は、平成12年9月12日から適用する。

附則

この内規の一部改正は、平成18年6月29日から適用する。

附 則

この内規の一部改正は、平成20年9月10日から適用する。